

9/23
日 福

終戦や九条こそがクールジャパン

宇山 孝子(59) 千葉県富里市

（い）とせいで間違えた魅力を発信するより、絶対平和のアピールこそがクールだ、と。金子兜太戦後七十年の平和。憲法九条のおかげで、こんなに爽やかなのだ。

2015.9.23

武力行使は「白紙委任」

これから
どうなる

安保法

安倍晋三首相は安全保障関連法の国会審議で「海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超えるもので、憲法上、許されない」と強調してきた。例外として挙げた中東・ホルムズ海峡での機雷掃海を事実上撤回したため、海外派兵を否定したように見える。だが、首相の説明を検証

時の政権が判断し決定

安倍晋三首相は安全保障関連法の国会審議で「海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超えるもので、憲法上、許されない」と強調してきた。例外として挙げた中東・ホルムズ海峡での機雷掃海を事実上撤回したため、海外派兵を否定したように見える。だが、首相の説明を検証

が、結果的に相手国と戦闘状態になる可能性は排除しない。安保法は、戦闘中の米軍など他国軍に対する支援を行う地域として認めてきた従来の「非戦闘地域」を廃止した。戦闘現場になる可能性のある地域でも補給や輸送を行い、弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油など、戦闘に加わっている余地は、首相の「一般に」

武力行使 新3要件

- ① 日本への攻撃が発生した場合だけでなく、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある
- ② 日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまる

政府が「自衛隊の武力行使」を判断し、集団的自衛権の行使を決定

海外派兵をめぐる二つの「余地」

「武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されない」	武力行使が目的でなく、他国軍の支援で派遣された自衛隊が相手国と戦闘になる可能性も
	「多くの場合」を意味し、例外あり。集団的自衛権を行使して、海外で武力行使する可能性も

行使することはない。だが、安保法が集団的自衛権の行使を認めた結果、政府が「武力を行使しなければ国民を守れない」と判断すれば可能になった。どんな場合なら海外での武力行使は憲法上許されるのか。安倍政権の判断基準は安保法に定めた「武力行使の新3要件」しかない。どんな状況なら新3要件を満たすのかについて、首相は国会審議で「政府の総合判断」との答弁を重ね、あいまいなままにした。海外で武力行使するかどうかを時の政権に「白紙委任」する法律になっている。

(金杉貴雄)